

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-09

第一号ノ十一 十一 入会地ノ官有地ナルト
私有地ナルトニ依リ入会権ニ差異アリヤ

(発行年 / Year)

1910

△

第十一号

十一

甲

入會地ノ官有地ナルト私有地ナルトニ依リ入會權

ニ差異アリヤ

法典調査會

十一入會地ノ官有地ナルト私有地ナルトニ依リ入會
權ニ差異アリヤ

神奈川縣

○此入會ノ行ハルヘキ地所ハ官民有ツ論セテ路傍、
畦畔、土手、崖地何レモ主タル所有地ノ附屬地ノミナリ
但主タル一筆ノ土地ニ草ノ生スルモノナレ而シテ其
刈取ニ付テハ無代價無報酬ナリ(高座郡)

大阪府

二 ○民有地、井、下草ハ勿論樹木ニ至ル迄 従テ自由ニ刈取ル
フツ得其料モ僅々ナリシカ官有地トナリシ以來ハ山林保護趣
旨、ノ樹木、伐採ヲ禁セラル僅ニ下草ヲ刈取ル得ルニ過キヌ
且持借料ハ以前ニ比シ多額トナリ

(能勢郡東能勢村)

三 ○官地ナシ (護良郡里田村)

四 ○官地ナシ (交野郡里田村)

五 ○官地ナシ (護良郡田原村)

六 ○官有地ナシ 従テ差異ナシ (交野郡交野村)

七 ○本村ノ入會牧ニ官地ナシ (交野郡菅原村)

八 ○本村ノ入會權ニ官地ナシ (交野郡津田村)

九 ○本村ノ入會權ニ官地ナシ (交野郡氷室村)

〇 本村ハ民有ノ入會地ニナリ官有トシ差異詳カナラス

(百根郡深日村)

法典調査會

大阪府

二 ○差異ナシ (石川郡石川村 原山)

三 ○差異ナシ (石川郡石川村 東山)

四 ○官有地ニシテ差異ナシ (石川郡赤坂村 水久保)

五 ○官有地ナシ 付差異ナシ (石川郡赤坂村 大)

字川野邊

一五 ○私有地ノミナリ (石川郡中村 大宮 芹生谷)

一六 ○民有地ノミナリ 差異ナシ (石川郡 白木村 大宮 平石)

一七 ○此入會地ハ私有地ニシテ官有地、入會地ナキヲ以テ其差

異不詳 (石川郡河内村 大宮 弘川)

一八 ○總テ私有地ナリ (錦部郡三日市村)

一九 ○差異ナシ (錦部郡長蹄村)

二〇 官有地ノ入會地ナシ(錦部郡天師村大字小山田)

二一 〇 總テ私有地ナルヲ以テ差異ナシ(錦部郡高向村)

二二 〇 差異不詳(錦部郡彼方村大字彼方)

二三 〇 私有地ノミテ官有地ナキニテ差異ナシ(錦部郡彼方村大字伏見屯)

二四 〇 入會地ノ官有地ナルト私有地ナルトヨリ入會權ニ差

異ナシ(能勢郡西郷村大字宿野)

二五 〇 總テ私有地ナシハ官有ト私有地ナルトニ依リ入會權ノ

差異不分明(能勢郡東郷村大字地黃)

二六 〇 入會地ノ民有地ニテ官有ト民有地ナルトニ依リ入會權ノ差異不分明但官有地ナキニ依ル(能勢郡西郷村大字病野)

二七 〇 入會地ノ官有地ナルト私有地ナルトヨリ入會權ニ

法典調査會

差異ナシ(同上)

二八 〇 差異ナシ(嶋上郡阿武野村嶋下郡豊川村外三ヶ村)

奈良縣

二九

○共有地ニ限リ入會權ノ慣例アルニ官有地ニ於テハ更ニ
ナシ (式立部初瀬里)

三〇

○入會ノ官有地之ナリ奇異不詳 (山邊部豊奈村)

三一

○些少ノ奇異アルヲ寛ク (山邊部福住村)

三二

○官有地ノ入會地ナシ (山邊部波多野村)

三三

○共有地ニシテ慣例ニシテ官有地ニ於テハ入會權アリナシ
(宇陀部神庄村)

奈良縣

法典調査會

山形縣

山形縣

三六

三五

三四

○本村內私有地、入會ハナシト雖、官有地ニ異ナシ

東田郡
廣龍村

○本村ニテハ、確守タル私有地、入會山連ハ無ク

北村山部
常盤村

○ナシ(東田川部東栄村)

法典調査會

京 都 府

三六

○本村内ニ於テ果々無之 (船井郡胡社御村)

三三

○右元来私有地ニ有之 (南栗田郡栗別院村)

三九

○ナシ (船井郡上下和知村内)

四〇

○ナシ (加古郡岡田中村) 入會山邊ニ無之

四一

○ナシ (天田郡上豊富村)

京 都 府

法 典 調 査 會

三重縣

凡二 ○入會地ハ私有地ノミニシテ官有地ナク入會地ナシ

(志那ハツ山村)

凡三 ○官有地ハ入會權ナシ (志那波瀨村)

凡四 ○入會地ハ私有地ノミナシハ差異ノ生スヘキモノナシ (飯高郡伊勢町)

凡五 ○是ハ大字白木山林立入ノ箇所内官有地ナシ依テ差異

無之 (鈴鹿郡白川村)

凡六 ○官有地ト私有地トハ入會スルニ於テ官有地ハ一般ノ成

規アリ私有地ハ其土地ニ於テ便宜ノ方法ヲ設ケ

輕ク入會シ得ルハ差異アルニ (阿拜郡府中村)

愛知縣

四七

○本書調、入會山ハ田領主ハ年貢米五斗三升ヲ本字ハッ本ヨリ納メ大字仁本ヨリハ納メタルナカリシカ明治九年十月ヨリ下草料トシテ金四兩五十錢ヲ西大字申合セリ以テ串合サ定メ納メ奉ルヘク同十九年五月ヨリ二宮八民ニシテ奉本ノ許可ヲ受テ立本ヲ拂下相成同年七月ヨリ下草料ヲ免除セラル(額田郡 岩津村 大字ハッ本 細川村 大字仁本)

四八

○本村ニテ入會地ハ官有地ナシ依テ調査ロス(南設樂郡 四郷村)

四九

○官有地ハ舊新市年期備用且ツ年次増殖等ニ差

五〇

異リアノモト信々現今當部由ニナリ(南設樂郡 畏 里ノ生ヌ 西加茂郡 由山村)

愛知縣

法典調査會

五一

○入會地ハ濠ヲ大字吉川ノ共有ニシテ官地ハ俵ルヌノ更ニナシ(ハッ郡 日老村)

五二

○無之(南設樂郡 石座村 本村 大字 須長)

五三

○同上(南設樂郡 石座村 本村 千倉)

愛媛

愛媛縣

五九
二九

○入會地ニ官有地ナシ(風早郡立花村北條村)
○同上故ニ官私ノ差異ナシ(風早郡立花村外四ヶ村)

法典調査會

長崎縣

五七

○官有地ニ於テ松木下草茅及科ノ類ハ何人クテモ無
科ヲ取ラ許セリ然レモ其採取ニハ其地方ノ人民ニ限シハ
ラ以テ慣行トス故ニ他人則慣行ナキモノナリテ採取スルト
キハ公然出訴等ヲ為スルキ順序ハ踏ミカハモ概ニ其
村ト村トノ商議ニヨリ村役人之シテ調停セリ私有地ハ約
束以外ノモノナリ採取スルハ相當ノ要價ヲ為サシムル迄ノ
權利ヲ主張スルモノアリ(對馬島嶼)

五七

○本村ニハ私有地ノ入合ナシ(南高木郡北津山村)

五七

○入合權ハ官有地ニアリテ私有地ニアルトナレ故ニ差異モ
亦之レナキナリ(南高木郡湯江村)

五九

○當村各村落ノ人民ノ入合權ヲ有スル民有地ハ目下村有ナル
泉野一々所アルノミ秣刈場トシテ季節ヲ定メテ勝手ニ

長崎

法典調査會

入合ツトシ来セリ他ハ公有地ナリ公私ノ別ニ依リ差異ア
ルニトナシ(南高木郡神代村)

和哥山縣

六〇 入會地ノ旧藩有、片ハ何レノ道ヨリ往テ何レノ道ニ還ル
モ下秋津村氏ノ隨意ナリシガ上秋津村ノ所有地トナ
ツテハ別紙約定書ニ記載ノ如ク下秋津村氏ハ岳ヨリ
往テ岳ニ還リ上秋津村氏ハ谷ヨリシテ谷ニ還ルト契約
セリ(西牟婁郡下秋津村)

六一 〇 民有地ノミナルヲ以テ比較ヲ為スラ得ニ(海都郡本手村ニ切
服野村大字ニ西庄)

六二 〇 官有地ナルト民有地ナルト依リ入會權ニ差異アリ
官有地ナル時ハ人民相立ニ特ニ契約無ク以上ハ各自同
等ノ入會權ヲ有シ私有地ナル時ハ特ニ契約ヲナスニ非サレ
ハ地主ト非地主トノ權利ニ差異アルハ勿論(伴都郡九度
山村)

法典調査會

六三 〇 本村入會地ハ民有地ナルニ依リ託スルコト(伊都郡
姊寺村)

和哥山

靜岡縣

六八

○差異ナシ(敷知郡新取村)

七五

○差異ナシ(敷知郡北庄外村)

七六

○差異ナシ(豊田郡浦川村)

七項誤謄
存別階

○尾羽ノ廣瀬ニ対スル惟新前ハ元詔度扱手形ニ依リ入会ト来
リシカ明治十六年八月十六日附ノ規約ニ改メル

七八

○尾羽ノ廣瀬ニ對スルハ民有地ニシテ草手扱ヲ廣瀬ニ拂ヒ渡ス
(廣原郡廣原村)

六九

○差異ナシ(駿東郡上内田村)

七〇

○差異ナシ(田方郡北狩野村)

七一

○差異ナシ(田方郡並山村)

七二

○差異ナシ(富士郡大宮町)

七三

○差異アリ(富士郡吉永村)

法典調査會

七四

○官有ノ入会地無之(那賀郡中川村)

七五

○同上(賀茂郡駿東村)

七六

○本事項ハ本村内ニ無之(賀茂郡小室村)

七六

○差異ナシ(賀茂郡南寄村)

七六

○知ルヲ得ズ(君澤郡西豆村)

七九

○入会地ノ官有地ナルハ其辣借人ノ名義ニ止マリ辣借後新
ニ任居シタルモノニ及ホサズ又私有地ナルキハ其町村ノ任居スル
モノハ新旧ノ區別ナク入会權ヲ得ル習慣多シ(駿東郡
御厨町)

八〇

○差異ナシ(駿東郡六合村)

八一

○官有地ナルト私有地ナルトノ區別ナキハ勿論皆同一ノ入
會權ヲ有シ別ニ異ナル事ナシ(駿東郡菅沼村、豆柄村)

八二

○別ニ差違アルヲ認メズ(駿東郡北御村)

ハ三
〇 差異ナシ且往古官有地ト唱ヘシ個所ハ入会シタルニトナシ
維新後入會地ヲ官有地ニ編入ノ個所モ有之付目下之
ヲ借用スルモ従前入会村落ヲシテ借受タルヲ以テ相互ノ
權利ハ異ニセス（駿東郡高根村領芝村）

〇 入会ニ関スル人民共通ノ權利ハ別ニ差異ナキカ如クナレ氏
亦自カラ之レアルベシ第一官有地ナレハ只々期限ノ制度ア
ルノミナラズ其下草子料ノ如キニアリテモ番運費用ノ四倍
餘ニ達シ殊ニ本村ニ於ケル入会下草地ナルモノハ漸次其
筋ニテ小松ヲ植付ラレ區々成木スルトキハ農家ノ困難
甚タ甚ナカラザルベシ勿論下草ノ高ヲ減スレハ又随テ其
料金ノ減額セラルベキ乎何レモ好都合トハ思料セ
ズ之ニ反シテ私有地ナルトキハ期限制度ヲ要セス手數
ヲ省キ費用ヲ減スルニト多カルベシ

法典調査會

八五

〇差異十三(州郡大平村)

宮城縣

宮城縣

法典調查會

福井縣

八二

〇差異無之(大飯郡佐分利村)

八七

〇差異無之(全郡_{以浦村})

八八

〇差異無之(全郡_{音節村 葛濱村})

八九

〇僅有地無之(全郡_{か斗村})

九〇

〇爰有者、大倉飯令ハ二倍以上ノ共有ナリ社寺境内ノ如クハ柴草

等權利者、一人ニ於テ遊リニ之シテ別動ンク得、又ハ民者ハ倉

地ニ於テハ一人トモト又其權利者ハ自由ニ之ラフス、一ノ得ル

等ノ差別アリ但シ本項ハ僅有地ニ關係アルヨリ託轉シ。

ルヲハ無之(全郡_{北日野村})

七一

〇本村ニ入倉地ノ僅有地ナリ又ノ無之(若田郡津波寺村、坂井

郡鳴麻村)

福井縣
九二

〇私有地ニシテ差異ナク僅有地ナキヨリ以テ託スル得ス(若田郡上

法典調査會

志比村)

九三

〇僅有地ナキヨリ以テ託スル得ス(若田郡上志比村)

九四

〇全上(全上)

岐阜縣

九六

一 惟新 敵後 美濃 (一) 惠那郡中野方村

九七

一 官有 祇方地 入會ナシ 西村 共有地 限ハ 但 現在 存 町 村 山

村ナリ (一) 同郡岩村西

九八

一 本村 (一) 同郡下奈田村 私有地 其官有地 限ハ 美濃 記ス

八ナシ (一) 同郡下奈田村

九九

一 ナシ (一) 同郡三徳村

一〇〇

一 ナシ (一) 同郡 富田村 飯沼村

一〇一

一 ナシ (一) 武儀郡菅田村

岐阜

法典調査會

香川縣

一〇三

○本村に官有地ニシテ入會ノモノナシ(三野郎麻村)

一〇二

○第一(入會權ノ所有者)私有ノ分ハ村民皆之ヨリ有シ官有ノ分ハ村内鑑札ノ所有者ニ限ル

一〇一

第二(期限)私有ノ分ハ村民常ニ之ヨリ有シ官有ノ分ハ鑑札ノ期限(年)間之ヨリ有ス但毎年ニテ月(松茸等)間ハ之ヲ停

一〇〇

止ス第三(料金)私有ノ分ハ採取料金ヲシ官有ノ分ハ鑑札料金ヲ拂フ(惣々田郎 孫田村)

九九

○只民有山林ノ入會權ノ故其美異ノモノナシ(豊田郎 栗井村)

香川

法典調査會

栃木縣

二一 〇 民有地ノ入會ノ例ナシ (安蘇郡飛駒村)

二二 〇 官有地ノ入會スルニ其官有地ニ接續ノ坪々限ル様ノ慣例

二三 下リ如何トナシハ本村ハ山間使長ニシテ且共有地山谷ノ偏偶ノ

ヶ所ナルニ依ル (同上)

二四 〇 ナシ (安蘇郡野上村大字伊原)

二五 〇 ナシ (安蘇郡水室村)

二六 〇 民有ノ入會ナシ 詳カキテ (三利郡荻村大字里川)

二七 〇 入會地ノ官有地ナルリ然レタルハ明治九年地租改正ノ際ナリ

(安蘇郡常盤村)

栃木縣

島根縣

一一

○官有地ト民有地ナルトニ依リ入合權ノ件株等ニ差異ナシ
尤ニ官有地入合權ニ就テハ柴草料ヲ納ムルモ民有地ニ就テハ
之ヲ納メサルノ差違アリ(神門郡)

一二

○差異ナシ(楯縫郡)

一三

○差異ナシ(島根、秋鹿、意宇郡)

一四

○差異不詳(仁多、大原郡)

島根縣

法典調査會

滋賀縣

一三三

○事實ナシ (甲賀郡三雲村外三村)

一三二

○事實ナシ (甲賀郡伴谷村外二村)

一三一

○事實ナシ (甲賀郡水口村外一村)

一三〇

○事實ナシ (伊香郡片岡村外二村)

一二九

○事實ナシ (伊香郡板野村)

一二八

○事實ナシ (西淺井郡永原村)

一二七

○事實ナシ (甲賀郡寺庄村)

一二六

○事實ナシ (甲賀郡油日村)

一二五

○事實ナシ (甲賀郡宮村)

一二四

○事實ナシ (甲賀郡山内村)

滋賀縣

法典調査會

秋田縣

- 一三二 〇 民有地ノ入會地ナシ (平鹿郡摺田村)
- 一三三 〇 差異ナシ (由利郡上郷村)
- 一三四 〇 差異ナシ (鹿角郡毛馬内町)
- 一三五 〇 差異ナシ (鹿角郡小坂村)
- 一三六 〇 差異ナシ (鹿角郡大湯村)

秋田縣

法典調査會

鳥取縣

一〇〇官有地ト虽凡入会中其權利ニ於テ私有地ト差異アルニシテ
(邑美法美岩井郡)

一〇〇入会地ハ悉皆民有共有地ナリ(智頭郡大内、虫井、山御村)

一〇〇官有地ニシテ入会スル場所ハナシ(智頭郡中田村)

一〇〇官有地ニシテ入会権アル箇所ナシ(智頭郡那岐村)

一〇〇官有地ナシ(久米郡下北條村)

一〇〇官有地ナキヲ以テ比較ノ途ナシ(河村郡久津賀、泊、三橋村)

一〇〇官有地ニシテ入会地ナシ(河村郡小鹿、神中村)

一〇〇同上(八橋郡瑞穂、常盤村)

鳥取縣

休場外十四葉ノ場所官有地ニ偏入孰テハ年々生草拂

法典調査會

下出願許可ノ上入会ス(八橋郡八橋村)

一〇〇入会地ノ官有地ナレ依テ入会権ニ差異私有地ト比較スル

能ハス(河村郡竹田村)

一〇〇入会官有地ナキヲ故ニ幸願ニ関係ナシ(河村郡西御村)